

2025 年 4 月 1 日

日本女子大学社会連携教育センター

学生ボランティア募集を希望する学外団体の皆さまへ

日本女子大学社会連携教育センター（以下、当センター）では、ボランティア活動を「地域や社会が抱える多様な課題に対して学生が実践的に取り組むことにより、社会で力を発揮するための豊かな行動力を身に着けるための活動」と位置付け、学生のボランティア活動を推奨しています。本学学生がこのような有益で教育的配慮のあるボランティア活動に安心して参加し充実した活動を遂行するため、当センターが学生に紹介するボランティア募集团体が満たすべき基準を以下ガイドラインに規定します。

ガイドライン

1. 対象とするボランティア募集团体の基準

次の①から④までの全ての条件を満たす団体のみを対象とする。

①ボランティア募集を行う団体について

団体の活動目的、運営方法を定款、会則、又は規約等で定めていること。

＜団体例＞ボランティア・市民団体（NPO 法人等）、国・地方自治体、学校法人、社団法人、社会福祉法人等の公益法人、国連機構、企業。

※企業においては、営利を目的とする活動でないこと。

②ボランティアの受入に関する体制について

ア. ボランティア募集や受入担当者及び連絡先、緊急連絡先が明確であること。

イ. 有償活動（雇用、委託等の金銭が発生する活動）とボランティア活動を明確に区別していること。

ウ. 受入団体又は申込学生のいずれか一方がボランティア保険に加入済であること、又はボランティア活動前に加入を済ませること。

エ. 活動開始前には、必要に応じて学生向けに事前研修やオリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点を伝達・確認すること。また、活動中に活動内容や条件等に変更が生じた場合は、速やかに学生に説明し、学生の合意を得て活動を再開すること。

オ. 学生ボランティア単独で活動することがないように配慮すること。

③ボランティア募集团体の活動概要について

次のアからエまでの活動を行っている団体であること。

ア. 公益性、公共性が高い活動

イ. 営利を目的としない活動

- ウ．活動にあたり安全性が高いと判断する活動
- エ．学生に対し学習性が高く教育的配慮を伴っている活動

④活動内容の制限について

次のアからタまでの活動を行っていない団体であること。

- ア．各種法令に反する活動
- イ．社会的倫理に反する活動
- ウ．暴力団等反社会的勢力の関係する活動
- エ．特定の政党を支持、又は候補者を支援する活動
- オ．特定の宗教を布教する活動
- カ．参加費が事業経費負担の範囲を超える活動
- キ．車の運転が活動内容に含まれる活動
- ク．ベビーシッター、病人の介護、水泳監視等の人命にかかわることが予想される活動
- ケ．情報が虚偽または誇大内容の活動
- コ．本来有資格者によってなされるべき活動
- サ．第三者に損害または不利益を与える、第三者を誹謗中傷するような活動
- シ．本来、有償とされる活動（交通費、食費、活動のための原材料費等の実費の支給は無償の活動とみなす）
- ス．ボランティアの範囲を超える過剰な負担を求められる活動
- セ．ボランティア保険等対象外の活動
- ソ．大学が特に認めた活動以外で危機管理・危機回避が困難な活動
- タ．その他、当センターが不適切と判断した活動

2．免責事項

当センターが学生に紹介するボランティア募集情報に基づく活動において発生したトラブル等に対しては、各団体の責任において対応し、本学は一切の責任を負わない。